

## 稚日女尊の「神退」

阪口 由佳（奈良女子大学）

③是時月夜見尊忿然作色曰（中略）廻抜<sub>レ</sub>劍擊殺。（中略）是時保食神矣已死矣。

（第五段一書第十一）

### はじめに

論者は以前、『古事記』における死の表現を考察し<sup>1)</sup>、神は基本的に死なないが、復活を前提とした場合には死がありうること、神性の強いものが弱いものに及ぼす行為によつて死に至ることがあることを指摘した。また伊耶那美命に用いられる「神避（カムサル）」という語について考察し、死を意味しながらも「死」という表記を避けた特別な表現であると結論つけた。

本稿では、『日本書紀』神代卷における死の表現に『古事記』と同様のパターンが見えることを指摘し、『古事記』にはなかつた稚日女尊の「神退」を意味づけてみたい。

④稚日女尊乃驚而墮<sub>レ</sub>機、以<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>持梭<sub>一</sub>傷<sub>レ</sub>体、而神退矣。

（第七段一書第二）

⑤時素戔鳴尊乃拔<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>帶十握劍<sub>一</sub>、寸斬<sub>二</sub>其蛇<sub>一</sub>。

（第八段正文）  
其蛇飲<sub>レ</sub>酒而睡。素戔鳴尊拔<sub>レ</sub>劍斬之。

（同一書第二）

素戔鳴尊乃以<sub>二</sub>蛇轉鋤之劍<sub>一</sub>、斬<sub>二</sub>頭斬<sub>レ</sub>腹。

（同一書第三）

素戔鳴尊乃以<sub>二</sub>天蠅研之劍<sub>一</sub>、斬<sub>二</sub>彼大蛇<sub>一</sub>。

（同一書第四）

⑥天稚彦乃取<sub>二</sub>高皇產靈尊所<sub>レ</sub>賜天鹿兒弓・天羽羽矢<sub>一</sub>、射<sub>レ</sub>雉斃之。

（同一書第五）

天稚彦乃取<sub>二</sub>天神所<sub>レ</sub>賜天鹿兒弓・天真鹿兒矢<sub>一</sub>、便射<sub>レ</sub>之。

（同一書第六）

⑦于<sub>レ</sub>時天稚彦、新嘗休臥之時也。中<sub>レ</sub>矢立死。

（第九段正文）

即其矢落下、中<sub>ニ</sub>于天稚彦之高胸<sub>一</sub>、因以立死。

（同一書第一）

明らかに「死」という字で記されるのは③月夜見尊が保食神を「擊殺」し、保食

『古事記』上巻と同様、『日本書紀』神代卷に死が叙述されることはほとんどない。およそ一百もの神々が登場する中で、死が叙述されるのは以下の①～⑦の七例に限られる<sup>2)</sup>。

また、②伊奘諾尊が軻遇突智を「斬」という例、⑤素戔鳴尊が八岐大蛇を「斬」という例、⑥天稚彦が雉を「射」という例がある。これらは死に結びつく行為を叙述するものである。これらのうち、②軻遇突智は死んだことにより多くの神々を生じさせており、形を変えた復活と捉えることができる。⑤大蛇、⑥雉については、

神より下位の存在として扱われているため死に結びつく具体的行為が明示できたと考えられる<sup>3)</sup>。

また、「死」とも記されず、具体的な行為も示されないものの、死を想起させる①此各化「成神」也。

②于<sub>レ</sub>時伊奘諾尊恨之曰（中略）遂拔<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>帶十握劍<sub>一</sub>、斬<sub>二</sub>軻遇突智<sub>一</sub>為<sub>二</sub>三段<sub>一</sub>。

（第五段一書第六）

一書曰、伊奘諾尊拔<sub>レ</sub>劍斬<sub>二</sub>軻遇突智<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>三段<sub>一</sub>。其一段是為<sub>二</sub>雷神<sub>一</sub>…

（第五段一書第七）

一書曰、伊奘諾尊斬<sub>二</sub>軻遇突智命<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>五段<sub>一</sub>。此各化「成五山祇」。

伊奘冉尊、④稚日女尊の例がある。①は伊奘冉尊が火の神を生んで焼かれた結果として一書第二では「終」、第三では「神退」（神避）、第五では「神退去」、第六では「化去」と記されている。また④は稚日女尊が梭で体を傷つけた結果「神退」した

これらはいづれもカムサルと訓まれ、諸注では死を意味すると解される<sup>4</sup>が、なぜ

これらは「死」と記されなかつたのか。これらの表現の意味するところを、もう少し正確に見定めてみたい。

## 二

第五段一書で伊奘冉尊の死に用いられた表記のうち、「終」と「化去」は漢籍において次のような用例を検出することができる。

君子曰「終、小人曰「死。

文王九十七乃終、武王九十三而終。

故君父至尊親、送其終也。有時而既。

(李善注「終、謂終沒也。既、盡也。」)

(『文選』書上 第四十一卷 前漢・楊子幼(惲)「報孫會宗書」)

一・二例は動詞、三例目は名詞の例であるが、「終」はいづれも尊敬すべき存在の死を意味している。また「化去」は、

蓬萊安期生、莫能得。(『史記』孝武本紀第十二)居久之、李少君病死。天子以為化去不<sup>レ</sup>死也。而使<sup>ニ</sup>黃錘・史寬舒受<sup>ニ</sup>其方。求

とあり、同じ例が『史記』封禪書第六、『漢書』郊祀志第五上にも見える。神仙となつてこの世を去るの意である。ここでは、李少君が「病死」したことに対する天子の解釈を「化去」と言つてゐる。

このように漢籍において、死ぬことを指す「終」「化去」の例があり、『日本書紀』の

伊奘冉尊の「終」「化去」の例はそれらに合致する。

一方、一書第三・第五で用いられていた「神退」や「神避」「神退去」という例は漢籍に見えない<sup>5</sup>。「避」「退」に死の意味があるのだどうか。

中国の辞書や日本の古辞書を見ると、『説文解字』に「避、回也、从<sup>レ</sup>走辟聲」、『大広益会玉篇』に「回避也、去也」、『篆隸萬象名義』に「行去也、迴也」、『新撰字鏡』卷九に「去也、回也」、『類聚名義抄』(觀智院本)に「避ノカル、ヒカム、サル、マヌカル、禾ヒ」とあり、「避」が直接「死」の意味をもつ文字ではないことは疑う余地がな

い。

同様に「退」は、『説文解字』に「復、卻也、从<sup>レ</sup>彳日夕」、『一日行遲』(段注「彳、行也。行而日日遲曳。是退也」)、『廣雅』釋詁二に「滅也」、『篆隸萬象名義』に「退却也、罷也、止也、歸也、緩也、去也」、『新撰字鏡』卷九に「却也、罷也、止也、歸トス、禾タイ」などあるが、「退」も直接「死」の意味をもつ文字ではない。そして「避」にも「退」にも「去」の意が見える。『礼記』檀弓下の、及<sup>レ</sup>出、命引<sup>レ</sup>之、三步即止。如<sup>レ</sup>是者三、君退。

とある箇所の鄭玄注に「退、去也」とあり、『儀礼』鄉射礼の、

(『礼記』檀弓上)  
(『礼記』文王世子)

賓西階上北面拝、主人少退。

とある箇所の鄭玄注に「少退、猶少避也」とあるように、「去」・「避」・「退」の三字は通用される。『日本書紀』の「神避」「神退」「神退去」は同じ意味で用いられてゐると考えてよい。

すでに指摘したように、漢籍に「神避」や「神退」という例は検出できない。「避」・「退」・「去」の用例は漢籍に無数にあるが、それに「神」を冠するのは日本独自の表現なのである。正格な漢文を志向したといわれる『日本書紀』であるが、カムサルという和語をもとに造語したのであろう。一書第二のよう漢文風に「終」と表現することが可能であつたにもかかわらず、あえて「神退」「神避」「神退去」という表現が選ばれているのは、伊奘冉尊・稚日女尊の死がそれだけ特殊な死であつたというふうことであろう。カムサルという和語を通してはじめて了解されるような死である。

## 三

では、稚日女尊の死は、どのようなものか。稚日女尊の「神退」の場面を再度検証し、稚日女尊という存在、及び「神退」という表現を位置づけたい。稚日女尊は、素戔鳴尊が誓約(ウケヒ)の後に乱行をするという中で現れる。

一書曰、是後稚日女尊坐于斎服殿、而織神之御服也。素戔鳴尊見之、則逆

剥斑駒」、投「入之殿内」。稚日女尊乃驚而墮「機、以所持梭傷「体、而神退矣。

(第七段一書第二)

あるように、稚日女尊は斎服殿にいて神之御服を織っていた。そこへ逆剥斑駒が投げ入れられたのを見て驚き、梭で体を傷めて「神退」つた。これが天照大神の天石窟ごもりのきっかけとなる。これは、『古事記』<sup>16)</sup>の、

天照大御神、坐「忌服屋」而、令「織」神御衣「之時、穿「其服屋」之頂」、逆「剥天斑馬」剥而、所「墮入」時、天服織女見驚而、於「梭衝」陰上「而死」。

という天服織女の死の叙述と全く同じ文脈である。ただし、『古事記』で神衣を織つていたのは天服織女で、その最後は「神退」ではなく「死」と記される。同類の叙述が『日本書紀』の正文にあるが、

又見下天照大神方織「神衣」居「斎服殿」、則剥「天斑駒」、穿「殿甍」而投納。是時天照大神驚動、以「梭傷」身。由「此發懾、乃入「于天石窟」、閉「磐戸」而幽居焉。

(第七段正文)

のようすに、斎服殿にいて神衣を織つていたのは天照大神である。同様に天斑駒が投げなれられ、驚いて梭で身を傷めたとされるが、「死」とも「神退」とも記されず、天石窟の話に移つてゐる。

これら二資料とも、結果として天照大神（天照大御神）が天石屋にこもるという展開は同じである。稚日女尊の「神退」と天服織女の「死」と天照大神の「傷身」とは、天照大神（天照大御神）の天石窟ごもり譚の中で契機として同じ役割を果たす。ただし、天照大神（天照大御神）に死はなく、『古事記』において天服織女は「死」と記され、『日本書紀』において稚日女尊は「神退」と記される。それぞれ主体に応じて表現が選び取られていることが明らかである。

『日本書紀』において稚日女尊は天照大神と密接に関係すると考えられている。

於「是共生」<sup>17)</sup>「日神」。号「大日靈貴」。<sup>18)</sup>【大日靈貴、此云於保比屢畔能武智】。靈音力「丁」反。【一書云、天照大神。一書云、天照大日靈尊。】<sup>19)</sup>とあるように、日の神は大日靈尊とも言われる。津田左右吉氏<sup>20)</sup>が、

「一書」には、斎服殿の織女にワカヒルメの命といふ名をつけてあるが、此の名はオホヒルメに対し、またそれに本づいて、作られたものに違ひなく、日の神

みづから衣を織られたといふ書紀の本文の説より後に現はれたものであらう

と言われているように、稚日女尊という名は、天照大神の大日靈尊という名を前提としている。折口信夫氏が「オホ」と「ワカ」を一対のものと捉えるように<sup>21)</sup>、「オホ」と「ワカ」で対応する名は、『古事記』では大雷と若雷、大湯坐と若湯坐、大年神と若年神、大山昨神と若山昨神、大日下部と若日下部、大日下王と若日下王の七例、『日本書紀』では大雷と稚雷、大日靈尊と稚日女尊、大国玉神と稚国玉神、大湯人連と若湯人連の四例がみえる。また、記紀共に天皇の名にオホタラシヒコとワカタラシヒコ、オホヤマトネコとワカヤマトネコ、オホサザキとワカサザキが含まれる例もあり、「ワカ」が「オホ」を前提とした、同類の存在に付される名称であることがうかがえる。

そして、稚日女尊の死が天照大神の死を表わすという説もある。たとえば、松村武雄氏<sup>22)</sup>に、

かくて自分は、素尊による生剥駒の斎服殿投入の暴行に於ける被害者は、神衣織女・稚日女尊ではなくて、天照大神そのものであつたとするのが、本道であると思ふ。

という説があり、大林太良氏<sup>23)</sup>も、

すでに多くの学者が推測しているように天照大神自身が死んだというのが元來の形であつたろう。

と松村説を肯定している。しかし、記紀ともに天照大神（天照大御神）は死ぬことはなく、「神退」「神避」などと記されることは決してない。死が叙述されるのは稚日女尊であつて天照大神ではない。稚日女尊が天照大神に準じる存在である可能性は否定できないものの、稚日女尊の死を天照大神の死を表わすことには贅成できない。

『日本書紀』において稚日女尊と天照大神の関係は記されていない<sup>24)</sup>が、稚日女尊という名が天照大神の生まれたときの名である大日靈尊を前提としていることから、天照大神に準ずる存在ではあるといえよう。しかし、稚日女尊は「神退」るが、天照大神は死がない。この違いは、両者の神としての位置づけ、神性の違いから来ると言えられる。稚日女尊のメは単に女であるのに対し、大日靈尊のメは「靈」

と「巫女」との合字で靈的勢能をもつた女」の意（集成『古事記』）で「メ（女）」の訓に当てた（新編全集『日本書紀』）ものである。『說文解字』の「靈」の項に「女字也」、

段注に「漢婦官十四等中有『娛靈』。靈蓋可作靈」とあり、「靈」の項には「巫也」とある。大日靈尊のメ（靈）には靈的な側面が含まれるのである。この「靈」と「女」の用字の違いは、大日靈尊と稚日女尊との対応を否定するものではなく、両者の神性の違いを表すものであると見たい。両者は「尊」としては同格であるが、その本質は「大

「靈」と「稚」「女」とで強弱がある。

四

稚日女尊は神功紀にも登場する。  
しかし『日本書紀』はここに稚日女尊という天照大神に準じる存在を登場させた。  
於は天照大神誨之曰、「我之荒魂不可近皇后。當居御心広田國」。即  
以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰、「吾欲居活田長峠国」。

因以海上五十狹茅令祭。  
(卷第九 神功皇后撰政元年一月)

（卷第九 神功皇后撰政元年一月）

天照大神（天照大御神）には死がなく、天服織女は「死」とされ、伊奘冉尊・稚日女尊は「神退」「神避」「神退去」と記されていると見えた。すでに『古事記』の伊耶那美の「神避」について、活動していた「命」（ミコト）が「神」となって去るという説<sup>[12]</sup>を提案したことがあったが、『日本書紀』においても「神退」「神避」「神退去」と記されるのはいずれも「尊」（ミコト）であった。稚日女尊の例も、「尊」として活動していたのが「神」となって去ったと解せるのではないか。

天服織女の死について『古事記伝』では「死は、美宇世伎と訓べし」としているが、「死」は敬意を含まない用字であり、倉野憲司氏『古事記全註釈』のように「死にき」とすべきである。『古事記』の天服織女は、「神退」「神避」「神退去」とは記されない。このことについては、益田勝実氏<sup>[13]</sup>が、

「高天が原」で死の運命に遭遇する唯一の存在は、「天の服織女」である。…天上の技術労働者は、どうもカミとしては遇されていないようで、なまえのつけ方からしてそうである。國譲り交渉の過程で、使者として地上に遣わされた雉の鳴女が、天若日子に射殺されて死んだのも、地上へ降つてきていたからだけではなく、それはそれでかまわない、という考えが流れているように感じられる。「高天が原」でも、カミとその隸從民は別だ、というふうな考えが、『古事記』を貫いているのではなかろうか。

と述べられているのが参考になる。天服織女は、「日の神」でもそれに準じる存在で

もなく、ただ服を織るという役割のみを任された存在であることがその名前からうかがえ、高天原にいるものの神性をほとんど持たないと推測される。それが「死」と記された理由となるだろう。

しかし『日本書紀』はここに稚日女尊という天照大神に準じる存在を登場させた。

於は天照大神誨之曰、「我之荒魂不可近皇后。當居御心広田國」。即

以山背根子之女葉山媛令祭。亦稚日女尊誨之曰、「吾欲居活田長峠国」。

因以海上五十狹茅令祭。  
(卷第九 神功皇后撰政元年一月)

（卷第九 神功皇后撰政元年一月）

あるように天照大神と並んで現れ、共に神功皇后に「誨」える存在として記される。『古事記』の天服織女とは異なり、『日本書紀』の稚日女尊には天照大神に準じる神という位置づけが看取できる。「神退」が記されるのは正文ではなく一書であり、神功紀と一続きに見るべきではないが、稚日女尊は「尊」であり、『日本書紀』の冒頭に「至貴曰尊、自餘曰命」と注される通り、「至貴」な存在として位置づけられていることは明らかである。その立場に応じて、その死には伊奘冉尊と同じ「カムサル」という表現がとられていたと解することができる。

## おわりに

『古事記』では逐々芸命のときに木花之佐久夜毘賣のみ留めたことによる死の起源が語られ、天神御子の命が長久でなくなつたとする。『日本書紀』においても、第九段の一書内に『古事記』同様の死の起源が叙述され、第九段正文で瓊瓈杵尊について「崩」「葬」「陵」と天皇と同様の死が叙述される。つまりそれまで神に死はなかつたのである。神の死が叙述される場合、それは特定の条件のもとにあつた。保食神のように「神」と呼ばれる存在の死は、なんらかの形で復活することが予想される場合に限られた。

では、伊奘冉尊や稚日女尊はこの条件にあてはまるだろうか。武谷久雄氏<sup>[14]</sup>は、すなわちイザナミの神は死という形式においてこれらの神々の出現を成就したとも考えられる。そのように考えれば、イザナミの神の死は後世で考えられる

ような救いなき死ではなくて、大地の神として地下の国に行つたのである。

と、イザナミの嘔吐や屎尿から成った神や、火の神の血や屍から生まれた神は、イザナミが死んだことによつてもたらされたと言及している。

しかし、それらの神はイザナミの生命とひきかえに生まれたものではない。嘔吐や屎尿から神々が成つた段階ではイザナミはまだ「神退（避）」つておらず、火の神から派生した神といざなミとは間接的な関係でしかない。また、黄泉国でイザナミの体に雷の神々が成つていたが、その後もイザナミは黄泉大神として存在し続いている。イザナミは復活しないのである。吉井巖氏<sup>15</sup>は、

死ぬ神は例外としてこのイザナミノ神をみるばかりなのである。殺害される神に、天若日子、火神、オホゲツヒメ（保食神）、ワカヒルメなどを挙げる人々があるかも知れないが、これらの神々の場合にはいずれも死と回生の神話的発想が背景に見えて、イザナミノ神の場合と同視するわけには行かないのである。

とイザナミの特殊性を指摘する。イザナミは神でありながら死後復活することも死後何かを生み出すこともない。

『日本書紀』第五段一書第五には伊奘冉尊を「故葬」於紀伊國熊野之有馬村「焉」と記し、第六には伊奘諾尊が「唯以「一兒」替「我愛之妹者」乎」と恨んで飼飼し、涙を流すと記す。「葬」の意味、物語の展開から考えて、火の神を生んだことによる伊奘冉尊の復活なき死が叙述されていると見てよい。また稚日女尊と天照大神を同一視し、天石窟こもりを経て復活すると捉える立場もあるが、文脈上稚日女尊と天照大神は神名も立場も異なつており、別個の存在として受け止めるべきである。伊奘冉尊・稚日女尊の死が「神退」「神避」「神退去」と記されるのは、「至貴」な存在でありながら復活しないという背景に応じたものであった。

その他に『日本書紀』で死が叙述される例はいずれも名前に「神・尊」がつかない例であり、その死にいたる原因は、「神・尊」によるものがほとんどであった。天稚彦が雉を殺した例のみは、両者とも「神・尊」がつかないが、これも雉は天稚彦にとって同等以下の存在であつたためと考えてよいであろう。

以上のように、『古事記』と同様『日本書紀』においても、神は基本的に死がないが、復活を前提とした場合には死が記されること、神性の強いものが弱いものに死をもたら

## 注

す」とを確認できた。また、伊奘冉尊・稚日女尊は、復活が設定される「神」ではなく、かといつて大蛇や雉のような下位の存在でもなく、天稚彦のような反逆者でもない。このような存在の死には、「カムサル」という表現が選ばれたことを指摘した。

(1) 阪口由佳『古事記における死の表現』(『古事記年報』四三号 平成十三年一月)

(2) 『日本書紀』の引用は、新編日本古典文学全集『日本書紀』(一九九四年 小学館)によつた。

(3) 伊奘諾尊・伊奘冉尊が軽児を「流」(第四段一書第一)、「放棄」(第五段正文)、「順流放棄」(第五段一書第二)という例もあるが、死と断定できないため、用例からは除外した。なおこの例を含めても、神性の強いもの(名称に「神・尊」がつく)が弱いもの(「神・尊」がつかない)の生命を左右するというパターンに齟齬しない。

(4) たとえば新編全集『日本書紀』がすべてカムサルと訓み、「終」の頭注に「神の死をカムサル」とする。

(5) 「神去」という文字列自体は検出できるが、「神が去来する」などのようだ、「神去」単独で死を意味するものではない。

(6) 『古事記』の引用は、西宮一民氏『古事記 修訂版』(平成十五年 おうふう)によつた。

(7) 「神代の物語」(『津田左右吉全集』第一巻 昭和三十八年 岩波書店)

(8) 「上代葬儀の精神」(『折口信夫全集』第二十巻 昭和三十四年 中央公論社)に「大

日女尊と稚日女尊とは」一つに考へて居たのです。つまりおほ何々といふのは神職でも、巫女でも正式のもので、それに脇に候補者としてついてゐるもの、或は代理としてついて居るものをおか何々といったのだから、…大日女に当たた語は、同時に稚日女に当たた語といふ風に言へる訳です。」という説がある。

(9) 松村武雄氏「天岩戸籠りの神話本論」(『日本神話の研究』第三巻 第九章第二節 昭和三十年 燐風館)

(10) 大林太良氏「宇氣比神話の諸様相」(『日本神話の構造』第三章 昭和五十年 弘文堂。初出、『宗教研究』四十五卷 昭和四十七年。)

(11) 『先代旧辞本紀』(卷第一) には、

天照太神方織「神衣」、居「齋服殿」、則天班駒生剥逆剥穿「殿 簿」而投納之時、天照太神驚動以「梭傷」身矣。

一説、織女稚日姫尊、乃驚而墮「機」、以「所レ持梭」、傷「體」而「神退矣」、其稚日姫尊者、天照太神之妹也。

と「天照太神」が梭で身を傷つける説と、織女稚日姫尊が梭で体を傷つけて「神退」する説をあげ、稚日姫尊が天照太神の妹であると記す。しかし、『日本書紀』において稚日姫尊が天照太神の妹だという傍証は一書内にもなく、特にこれを用いるべき理由はない。「オホ」「ワカ」の例にも、姉と妹を指す例はない。

(12) 注(12)拙稿で、「神十動詞」の形をとる用例を考察し、「神避」以外の用例は下の動詞が主たる意味を担っているのに対し、「神避」の「神」は單なる接頭語ではなく、「神避」と「避」では意味が大きく異なることを指摘した。すなわち、「カムサル」という死を意味する和語を表記したもので、根底には尊い存在が神となつて去るという発想があつたと考えている。

(13) 「神話的想像力」(講座日本の神話) 1 昭和五十二年 有精堂

(14) 武谷久雄氏「古代日本の生命觀念」(日本大学理工学部一般教育教室『彙報』6 昭和四十年三月)

(15) 「イザナキ、イザナミの世界」(講座日本の神話) 3 昭和五十一年 有精堂